

障がいのある人もない人も暮らしやすい 徳島づくりの推進に関する協定書

徳島県教育委員会（以下「甲」という。）と社会福祉法人徳島県社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、障がいのある人が自立して社会参加し、自己の個性や能力を発揮することができる共生社会の実現に向け、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 当協定は、障がい者の生涯を通じた多様な学びと活動を支援するため、甲と乙相互の有機かつ緊密な連携の下、学校教育、社会教育、スポーツ活動、文化・芸術活動等を通じ、障がい者が生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境を整え、地域における活躍の場を広げ、いきいきと暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、障がい者にかかる次の事項について、情報共有し、連携して取り組むこととする。

- （1）学校教育に関する事
- （2）社会教育に関する事
- （3）スポーツ活動に関する事
- （4）文化・芸術活動に関する事
- （5）障がいのある人とない人との交流等に関する事
- （6）その他、甲と乙が必要と認める事項

（実施方法）

第3条 甲と乙は、この協定に定める事項について、必要な場合には、事業計画書等を提出し、内容について調整の上、事業を実施するものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲と乙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に十分配慮することとし、活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

（疑義の解決）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲と乙のいずれかから書面で申出がなされない限り、期間満了日の翌日から更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年6月14日

甲 徳島県教育委員会

徳島県教育委員会教育長 美馬 持 仁



乙 徳島県徳島市南矢三町2丁目1-59

社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団

理 事 長 小 谷 敏 弘

